

# 準学校法人日本ラチーノ学院 寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、準学校法人日本ラチーノ学院と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県東近江市甲津畑町1200番地2に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に役立つ優秀な人材を育成することを目的とする。

### (設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 日本ラチーノ学院高等部
- (2) 日本ラチーノ学院中学部
- (3) 日本ラチーノ学院小学部
- (4) 日本ラチーノ学院幼稚部

### (収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 各種食料品小売業
- (2) 保育部の運営事業

## 第3章 役員及び理事会

### (役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の決議により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

- 3 理事(理事長を除く)のうち2名以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

### (理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学院長
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 4人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 1人

- 2 前項第1号及び第2号の理事は学院長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

### (監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員(学院長、教員その他の職員を含む。以下同じ)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

### (役員任期)

第9条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

### (役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

### (役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。